

# 子どもの健やかな成長を 応援します

## 子ども手当

次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するために支給します。

### ■対象になる人

北上市に住民登録または外国人登録し、中学校修了前の子ども(15歳到達日以後、最初の3月31日までの間にある児童)を養育している人  
※従来の児童手当とは違い、所得制限はありません。

### ■手当の月額

子ども1人：1万3千円

## 母子および寡婦 福祉資金貸付制度

母子家庭や寡婦の皆さんが、就業や子どもの進学などで資金が必要なときは、貸し付けを受けることができます。貸し付けの条件や限度額、利率、返済方法など、詳しくは花巻保健福祉環境センター北上分室(☎65-2732)へお問い合わせください。

### ■申請について

子どもが生まれたときや他市町村から転入してきたときに、申請することで受給できるようになります。手当は申請の翌月分から支給します。申請の申請は、父または母で生計中心者の人となります。公務員は勤務先での手続きとなります。

※申請が月を超える場合、子どもの出生日または前住所地の転出予定日の翌日から起算して15日以内の申請であれば、出生日または転出予定日の翌月分からの支給となります。

### ■支給日

2～5月分：6月10日(金)  
6～9月分：10月7日(金)  
※10月以降の支給については、国の制度が決定するまでは未定です。

### ■現況届について

手当を受給している人は、毎年6月中に現況届を提出していただいておりますが、本年度は提出不要です。

## 児童扶養手当

ひとり親家庭などに対して、生活の安定や自立の促進のために支給します。

### ■受給できる人

次の条件のいずれかに当てはまる児童を育てている母親または父親、両親に代わってその児童を育てている人。ただし、手当を受けようとする人が公的年金給付を受けることができないときなど、対象にならない場合があります。

▽両親が離婚した児童(事実上の婚姻関係を解消した場合を含む)  
▽父親または母親が死亡した児童(遺族年金受給者は申請できません)

▽婚姻によらず生まれた児童  
▽父親または母親が重度障がい者の児童  
▽父親または母親が1年以上同居せず、生計を維持しないで遺棄している児童

▽父親または母親が1年以上刑務所などに収容されている児童

▽両親の所在が不明の児童

▽両親の所在が不明の児童

▽児童1人11万4千5百50円(4月から変更になりました)、児童2人15万5千円加算、児童3人以上11人当たり3千円加算。

※児童が18歳になる日以降最初の3月まで(ただし、障がい児の場合は20歳に達した日の属する月まで)支給します。

▽所得制限  
手当を請求する本人またはその同居の親族(扶養義務者)の、前年の所得額が所得制限額(上表を超えたときは、一定期間減額または支給を停止します)。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

▽所得制限  
手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

## 特別児童扶養手当

障がいのある子どもを養育している人に支給します。

### ■受給できる人

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童を育てている人。ただし、社会福祉施設に入所中の場合を除きます。

### ■児童の障がいの程度

手当には1級と2級があり、次の障がい該当します。  
▽1級 身体障害者手帳1級、2級程度の重度の障がいや、療育手帳A程度の知的障がい  
▽2級 身体障害者手帳3級、4級程度の中度の障がいや、これと同程度の知的障がい

### ■所得制限

手当を請求する本人が配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

### ■手当の月額(4月から変更になりました)

1級 11万5千5百50円  
2級 11万3千6百70円

問い合わせ  
子育て支援課家庭係  
内線 3472・3473  
3481

# 市の動き

## 東日本大震災に係る市の動き

市は23日、沿岸地域被災者支援プロジェクトチームを本庁舎5階(内線)3595・3596に設置しました。

これまで、災害対策本部や沿岸地域被災者支援本部を立ち上げていますが、北上市への避難者支援の一元化や、関係団体と連携し沿岸地域の復興に向けた体制整備を行うものです。

### ▽災害に関する主な窓口

○弔慰金・見舞金の申請受け付け、被災者住居相談、日常生活用品・支援物資、ボランティアや被災地支援：同プロジェクトチーム  
○被災者生活相談：長寿社会課  
○義援金の受け付け：会計課

### 【避難者の受け入れ】

東日本大震災被災者の避難先として、市内避難所での受け入れを行っています。受け入れ状況は次のとおりです。  
▽指定避難所(5月17日現在) ふるさと体験館「北上18人／高甚旅館3人／北上パークホテル6人／くさのイン北上1人／水神温泉湯元東館20人／水神温泉山照園31人／瀬美温泉38人／入畑温泉瀬目乃湯24人／玉や旅館1人／ホテルメッツ1人 計143人

▽雇用促進住宅(5月23日現在) 52世帯136人

【小中学生の受け入れ】(5月23日現在)

4月16日以降、被災地から新たに8人(小学生4人／中学生4人)を受け入れ、51人(小学生36人／中学生15人)が、市内の小中学校で新しい学校生活をスタートさせています。

### 【支援物資届け先】

市に寄せられた多くの支援物資は、被災地の皆さんや市内に避難してきた人、市内避難所、病院などへお届けしています。

【義援金】(5月20日現在)

▽北上市 金額 6035万8788円 (個人226件、企業・団体ほか142件)  
※そのうち824万2166円を5月26日(予定)に岩手県沿岸部などの市町村に送金します。

▽日赤 金額 613万7635円 (個人59件、企業・団体ほか24件、募金箱)  
※そのうち386万1397円を4月5日に日本赤十字社に送金しました。

【り災証明書】(5月18日現在) 申請456件のうち366件分(住家全壊13件／大規模半壊7件／半壊30件)の証明書を発行しました。

【職員の派遣】(5月18日現在の延べ人数)

市の職員、保健師、水道職員を沿岸被災地へ派遣し、支援物資の配送、避難所の運営などを支援しています。



健康増進課職員が沿岸地域の仮設住宅を訪問し、入居者の歯の健康状態のチェックと、歯科指導をしました

釜石市35人(保健師24人、事務11人)／大船渡市66人(事務)／大槌町78人(事務42人、水道職員36人)／陸前高田市3人(事務) 計182人

5月1日から大槌町に2人(保健師1人、水道職員1人)を長期派遣もしています。また、職員の派遣要請には今後も対応していきます。

## 復興協働支援協定を調印

東日本大震災被災地復興支援組織「いわて連携復興センター」(鹿野順一代表)と北上市の復興協働支援協定調印式は12日、本庁舎で行われました。同センターは、被災地の復興・自立に向け、行政と地域住民らをつなぐ中間支援を行う県内NPO法人メンバーが中心となって設立。中間支援のノウハウと協力団体の情報、技術を生かし、復興を支援する企業と地域コミュニティのマッチングなどに取り組んでいます。北上市は、沿岸地域避難者支援プロジェクトチームを立ち上げて、住民主体による地域再生などを推進する同センターの活動を内陸から後方支援していきます。

## 【株】サンケミカルと立地協定を調印

(株)サンケミカル(本社静岡県富士市、鑓田真一代表取締役社長)の北上南部工業団地への立地が決まり、10日、本庁舎で企業立地協定調印式が行われました。

同社は、自動車のドアやエアコン関連のプラスチック部品など自動車内装品を製造する会社です。東北での自動車生産台数の増加が見込まれることから、自動車関連産業の集積が進む北上市に進出することで、物流コストの効率化などを目指しています。新工場は9月からの操業を開始する予定です。

## 株式会社サンケミカル・北上市 企業立地協定調印式



調印後に握手を交わす鑓田代表取締役社長(右から2番目)、高橋市長(右から3番目)ら